

診体制について、町民周知を実施いたしました。3名の方から相談があり、同じく保健所での検査受診を勧めております。

なお、当町管轄保健所である静内保健所における検査受診件数について確認したところ、2月末現在で75件の受診実績となっております。

町といたしましては、国保病院が製剤購入医療機関として公表されたことはもとより、町民の健康管理の立場から、今後も肝炎検査受診についての周知や、相談の受付など、引き続き丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

## 福祉灯油の支給実績について

福祉灯油は、昨年来の異常な価格高騰を受け、平成20年1月1日を基準日として、「単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯」「ひとり親世帯」や「障害者が同居する世帯」で「町民税非課税世帯」を対象として一世帯1万円の灯油券を「あつたか灯油券」として支給させていただきました。

申請件数は377世帯で、89・9%の申請率となりました。審査の結果、このうち303世帯を支給対象世帯に決定し、灯油券を支給させていただき、支給率は72・3%となっております。

支給決定にあたっては、課税・非課税の審査を要することから、本人申請を原則としたため、申請されない世帯も予測されましたので、周知については、広報や町政事務委託文書に加え、特に高齢者の皆さんには、デイサービスセンターやホームヘルパー、ケアマネージャーによる周知のほか、給油業者の協力も頂きながら周知に努めたところでございます。その結果、一部、申請をされなかった世帯もございますが、

申請率から判断して、管内的には比較的多くの皆さんに活用いただけたものと判断しております。

## 北海道競馬改革ビジョンについて

道では11月27日、ビジョン素案を「案」に格上げし、公表を行ったところであります。案では、副題に「競馬事業の継続と馬産地の活性化をめざして」というフレーズが追加されたうえで、巻頭部に知事の競馬事業の存続へ向けた「強い思い」が表明され、同時にこれまで示されていなかった収支見通しが概要版で公表されたところであります。

収支見通しにおいては、平成20年度において5億5千万円、新公社としてスタートする平成21年度において、3億円の赤字が推計されているところであります。3年後の平成22年度には収支の均衡を旨とする内容となっており、3年間でおよそ10億円規模の改善と改革を図る内容とされているところであります。

主な内容を申し上げますと、収入面においては馬券のインターネット販売や場間場外販売による手数料収入などで一部増加を見込んでいるものの、全体としては縮小傾向で推計されておりますが、支出面においては、旭川競馬場からの撤退による施設賃貸料や輸送コストの削減、新公社化に伴う人員体制の見直し、及び業務運営の合理化、並びに既存場外のミニ場外化による収益率の向上や残債務償還の終了などで、相応の削減が図られる組み立てとされているところであります。

新公社化へ向けての費用負担の関連でございしますが、産地における負担方法の取り決めにおいて、繁殖牝馬の頭数を根拠に

積算する頭数割が直近の飼養頭数に置き換えられたことで、新冠町の負担額は先に算定されていたものより約50万円多い、1、230万5千円に修正されましたので、この金額をもって当初予算に計上しているところであります。

次にナイター設備等の施設整備に向けての基本的な方針でございますが、できるだけ安価で良質なものをつくるため、専門業者に企画提案してもらおうプロポーザル方式を進めることとし、現時点において12億円以内の総事業費が想定されているところであります。

新公社における運営体制につきましては、競走実施公益法人としての公正性と公益性を担保していく必要から、有識者などで構成する第三者機関としての諮問委員会を含む、2つの委員会を設けることで調整され、役員候補者を含め、近く予定されている日高軽種馬振興対策協議会の臨時総会、並びに3月の中旬に予定されている社団法人軽種馬振興公社の臨時総会において審議が行われる運びとされているところであります。

管内でも軽種馬産業の依存度が高い地域の一員として、当町においても相応の責任を果たしていくことが重要であることから、馬産地のセーフティネットである北海道競馬を守り、地域経済の屋台骨である軽種馬産業を守っていきたくと考えているところでありますので、住民各位の特段なご支援とご協力を賜りたいと存じます。

## BSEの発生に伴う対応経過について

この度のBSE感染牛は、平成4年に島根県で生まれた黒毛和牛でありました

が、平成5年4月に、繁殖素牛として町内の農場で導入し、以後、12頭の産子（さんし）を得た優秀な繁殖牝牛でありましたが、高齢により昨年10月、廃用出荷をしたところ、松山管内せたな町の農場に買い取られ約二月間飼育された後、12月19日、渡島管内八雲町の食肉検査事務所でと畜されたものであります。この際、安全のために行っているBSEスクリーニング検査で陽性反応が出たため、北海道大学及び帯広畜産大学における確認検査の結果、12月21日、「牛海綿状脳症の検査にかかる専門家会議」委員による検討において、国内34頭目のBSE患者と確定診断されたものであります。

これにより、飼養農場等においては家畜伝染病予防法に基づく21日間の移動制限措置がとられ、同時に感染ルートや疑似患者を特定するための疫学調査が必要になったことから、地元関係機関による速やかな対応措置が求められたところであります。

当町においては、BSEの発生に伴う危機管理対策として、万が一の際には、関係機関との間で遅滞なく適切な対応措置が講ぜられるよう、あらかじめ用意していた対応マニュアルに基づいて対応できたこと、かつ法定伝染病を指導監督する日高家畜保健衛生所と緊密な連携をとりながら進めていたことから、BSEの患者確定の連絡を受けると同時に、新冠町BSE対策本部を立ち上げ、農協、家畜共済組合などの関係機関と情報共有を図りつつ、防疫措置や疫学調査のための作業分担など、速やかな対応行動に移したところであります。

特に疫学調査においては、患者が町内に導入された時点から出荷されるまでの間

に与えた飼料や肥料の特定、並びに治療歴や動物用医薬品の使用履歴、或は死産を含む同居牛の移動履歴などを調べる必要から、185月齢という過去最高齢の患畜であったため、その把握に困難を予想したところでありますが、幸いにも農協内の資料がパソコンデータ上で、分かりやすい状態で保存されていたこと、さらには飼養農場における詳細な記帳記録が存在していたことで、その突合も容易に進められ、比較的スムーズに調査資料が得られたところであります。

この結果、正月明けの1月9日には農林水産省から疫学調査の結果が公表され、患畜と関連性が高いと判断された3頭が疑似患畜として公表され、これら疑似患畜に対するBSE検査の結果、全て陰性であったことが判明し、1月10日には農場の移動制限措置が解除されたところであります。

この間、心配されていた風評被害も確認されずに済んだこと、飼養農場における疑似患畜も一頭で済んだこと、移動制限期間中における出荷予定牛も事実上存在しなかったこと、淘汰された疑似患畜においても評価額の8割相当が補償される仕組みにあることを含め、事態の発生に伴う影響は極めて少ない状況で終息することができ、ご指導、ご協力を頂きました関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

## 国営並びに道営事業の実施計画について

開発局の所管となります国道235号線関係といたしまして、新冠く新ひだか間7百メートルの側溝、及び路肩補修工事が実施予定とされており、これに併せ、かねてより懸案でありました同箇所の歩道設置についても、暫定ではありますが配慮さ

れることとなっております。このほか、破損の著しい箇所のオーバレイを始めとした維持工事も予定されております。

一方、国有林野内直轄治山事業にありましては、7箇所10基の復旧治山、及び一般治山の実施が、計画されております。

続きまして、土木現業所所管の道路事業でございますが、主要道路平取静内線におきまして、太陽若園間、一箇所の地すべり対策工事のほか、橋梁長寿化対策の一環として御影橋の調査設計、万世地区における法面の土留め工事百メートルが、それぞれ実施される予定となっております。また、一般道道滑若新冠停車場線では、昨年引き続き若園古岸間改良舗装の調査設計、一般道道新冠平取線の姉去橋、橋面補修工事も計画されております。

一方、平成15年の台風10号災害関連といたしまして、平成21年を完成めに里平、美宇両地区の通常砂防事業による、えん堤工事のほか、元神部橋下流の護岸工事も実施予定で取り進められます。このほか、新たに汐見団地裏の波返しの高上げ工事が着手されますほか、地域水産物供給基盤整備事業といたしまして、節婦漁港の外防波堤新設が引き続き実施予定とされております。

次に、日高支庁、農業振興部調整課所管の事業といたしまして、昨年度未完了で継続となりました太陽地区地すべり対策事業一箇所、及び美宇地区中山間農地防災事業、780メートルの継続実施と地域用水環境整備事業による魚道新設一箇所のほか、新たに中山間地域総合整備事業といたしまして、新冠、門別両地区の対象農家負担を、道と町、合わせて7・5パーセント軽減するためのパワーアップ事業を、併用

した農業基盤整備120ヘクタールの実施と里平地区、飲雑用水整備のうち、取水施設を始めとした各施設への着手、及び東川地区の日高中部四期地区、広域農道整備事業600メートルが、それぞれ予定されております。最後に、林務課の所管となります、国土保全対策事業でございますが、本年度は、古岸地区四箇所の地域防災対策総合治山事業と二箇所の復旧治山のほか、41ヘクタールの保育工事も順次取り進められる計画となっております。

## 新冠中学校の指導方法工夫改善(T・T)に係る定数加配問題について

平成18年度、新冠中学校の指導方法工夫改善(T・T)の実施結果において、不適切な職務実態であった事が判明し、北海道教育委員会から教員定数加配に関して、効力を有していない旨の説明を受けるとともに、本来受けることが出来ない教員加配を受けて、学校運営を行っていたものであり、これに係る人件費については学校設置者が負担すべきものであるとの見解が示され、北海道が負担していた費用相当分を返還するよう求められました。

今回の、TT問題については、新冠中学校長の申し出に基づき町教育委員会が日高教育局に申請をし、教員加配の決定を受けて生徒の個別の課題に応じた、きめ細かく行き届いた指導を行なうという計画のものでありました。これが不適切な職務実態であった事は、第1には新冠中学校長が、その責を負うべきものでありますが、学校運営を管理監督する立場にある教育委員会にあっては責任をまぬがれないものであり、今回の事案について町長に対し

て、その責務を果たしていない旨のてん末書の提出がありました。

このたびの教員加配定数について、学校現場ならびに教育委員会においては、制度趣旨の本旨を十分に承知しつつも、これが適切に執行されなかった背景について町としても事態を重く受け、関係町職員にあっては、「職員の分限及び懲戒に対する処分審査委員会」を開催し、一連の事案に対し、法に照らし合わせ厳正に対処して参るとともに、人件費1名相当分を設置者責任として、町に対して返還金が求められた責任を明確にし、今後、町民の皆さんに不信の念を与えることのないよう児童生徒がより良い姿で授業が展開できるよう今後一層の教育行政の充実に努め信頼にこたえるよう努めて参ります。

本町の行政を管理監督する立場にある者としての責任を重く受け止め、私をはじめ副町長、教育長の給料を減額いたしたく条例改正を本定例会に提案しておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。いずれに致しても、本制度に対する認識の甘さから、学校経営に直接的に責任を持つ学校長の指導監督の不適切、学校を管理監督する立場にある教育委員会としての職責が十分に果たされていなかったことにより、教員定数加配が取消し処分となり、これに要した費用については学校設置者の責任によつて返還させるを得ないという事態に至つた事に対して、議員並びに町民の皆さんへ深くお詫び申し上げます。